

後期高齢者医療保険からのお知らせ

平成29年8月から被保険者証が切り替わります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名	うるま 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成29年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合印

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、8月から新しい被保険者証に切り替わり、**有効期限が平成30年7月31日になります。**

平成29年6月20日までに**保険料を完納した方**は、新しい被保険者証を 7月中旬以降、順次郵送いたします。

《保険料を滞納している方》

平成29年7月31日までにうるま市役所本庁舎国民健康保険課後期高齢者医療係窓口で保険料納付と被保険者証の切り替えをお願いいたします。

※各出張所窓口では切り替えできません。

《事前に窓口受取を希望し申請されている方》

平成29年7月31日までにうるま市役所本庁舎または各出張所窓口で被保険者証の切り替えをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります

平成29年度の後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月上旬に送付いたします。最寄りの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストアにて納めてください。

- 保険料の納付が年金天引きされている方**は、納付通知書は届きませんが、年金天引き額のお知らせ通知(ハガキ)が届きます。
- 保険料の納付が口座振替されている方**は、納付通知書は届きますが、金融機関窓口等で納付する必要はありません。各期の月末(全納希望者については7月末)に、ご登録されている口座から保険料が引落されます。※**納付通知書に「あなた様の保険料は預金口座振替です」と記載しております。**
- どうしても納付が厳しいときは**、災害やその他特別な事情により、生活が著しく困難になり、保険料の納付が難しい場合は、納付相談により保険料の減免や分割納付などができる場合があります。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

限度額適用・標準負担額限度額認定証の交付申請ができます

住民税非課税世帯等(低所得I・低所得II)に該当される方は、申請により、入院時又は、高額な外来診療を受けるときの一部負担金と、入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、認定証という)」の交付を受けることができます。

※認定証の交付を受けられる対象かどうかは**お電話でも確認できます**ので、来庁前にまず下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

○**過去に認定証を取得したことのある方**は、所得区分の判定により再申請手続きは不要です。認定証に該当している方は、被保険者証に同封しております。

また、平成28年度中に負担区分IIの認定証を取得して90日を超える入院をしている場合、申請すると食事代が減額されます。直近の入院日数(91日以上)が確認できる領収書等をご持参ください。減額は申請翌月から適用されます。

※平成28年度に長期入院該当の認定証を交付された方も申請が必要です。平成29年8月31日までに更新手続きをしてください。

※世帯に税の未申告者がいると所得区分判定が出来ないため、認定証の交付ができません。所得申告をお願いします。

◆ お問い合わせ先 ◆ 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177